

 北海道
その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

北海道ビジネスペーパー 2021年12月

アクセスページ
北海道の広報

お問い合わせは▶マークの担当者まで
道庁広報広聴課 ☎(011)204-5110

道庁ホームページアドレス
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp>

次回の掲載は2月24日(木)の予定です。

#今こそ食べよう北海道

道内の生産者や飲食店の方々を道民みんなで応援する「今こそ食べよう!北海道」キャンペーンを実施しています。年末年始を迎え、消費が盛り上がる今こそ、私たち道民1人ひとりが一品でも多く、道産食品を選び、食べて生産者や飲食店の方々を応援しましょう! 百貨店やスーパー、飲食店等で道産食品のフェアやイベント等を開催する際には、「今こそ食べよう北海道」キャンペーンへのご協力をお願いします。
詳しくはホームページをご覧ください。

食絶景北海道


道営工業用水道のご案内

北海道企業局の工業用水道事業は、室蘭・苫小牧・石狩湾新港で運営しており、鉄鋼、自動車、石油関連、発電、食品加工、クリーニング、リサイクル関連など、様々な分野の企業に「安心・安全・安価」な工業用水を供給し、北海道の産業を支えています。また、工業用水の普及に向けて、施設見学会の開催や企業誘致イベントへの参加など、様々な取組を行っています。企業様の使用水量や立地を踏まえた経費節減をご提案しますので、お気軽にお問い合わせください。

▶企業局工業用水道課【☎011-204-5677】

道産品輸出用シンボルマーク

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的とする「道産品輸出用シンボルマーク」を作成しています。道内で生産された農林水産物などを輸出する場合や道内食品のPRを目的としたイベントなどに使用することができますので、利用を希望される場合は、経済部国際経済課にお申し込みください。

▶国際経済課【☎011-204-5339】



個人住民税の特別徴収を徹底しています

法令により、事業主は特別徴収義務者として、所得税の源泉徴収と同様に、従業員の個人住民税を毎月の給与から徴収(天引き)し、市町村に納入する義務があります。道と市町村は、税の公平性から、特別徴収の徹底に取り組んでいます。まだ特別徴収を行っていない事業主の皆さまは、この制度をご理解の上、市町村への手続をお願いします。

▶税務課【☎011-206-7534】

北海道総合計画を見直しました!

新型コロナウイルス感染症の拡大や、デジタル化・脱炭素化の動きに対応するため、北海道総合計画を見直しました。道では、こうした重要課題への対応や北海道の強みを活かした政策を、道民の皆さまとともに進めてまいります。詳しくはホームページをご覧ください。

▶計画推進課【☎011-204-5630】